

安心と希望の介護ビジョン（概要）

平成20年11月20日

超高齢社会を迎える中で、募る将来の不安を乗り越え、「安心」と「希望」を抱いて生活できる社会を築いていくために、2025年を見据えて取り組むべき施策を提言する。

1. 高齢者自らが安心と希望の地域づくりに貢献できる環境づくり

～高齢者や要介護者が最期まで生き方に選択権を持ち、人とのつながりを持って生きていける社会を創るために～

① コミュニティ・ワーク・コーディネーター（仮称）の輩出

地域の高齢者が「求めていること」と「できること」を結びつけ、意欲ある高齢者が主体的・積極的に参加するコミュニティ・ビジネスや互助事業等を育成する「キーパーソン」になりたいという、意欲ある地域の高齢者や住民（「コミュニティ・リーダー（高齢者地域活動推進者）」（仮称）を地域から募集し、先進的事例や様々なノウハウを修得できる機会を提供

② 地域包括支援センターのコミュニティ支援機能の強化

2. 高齢者が、住み慣れた自宅や地域で住み続けるための介護の質の向上

～たとえ介護が必要となっても、住み慣れた自宅や地域で住み続けるために～

① 在宅生活を支援するサービスの基盤整備

訪問介護・訪問看護のネットワーク整備、家族への適切な介護情報の提供等

② 在宅生活支援リハビリテーションの強化

リハビリテーションの拠点整備と質の向上に向けた取組の推進等

③ 医療と介護の連携強化

必要な研修を受けた介護従事者か、医師や看護師との連携の下に、施設入所者に対して、経管栄養や喀痰吸引を安全性が確保される範囲内で行うことができる仕組みの整備、緩和ケアの積極的な推進等

④ 認知症対策の充実

認知症ケアの標準化、成年後見制度の活用等

⑤ 地域の特性に応じた高齢者住宅等の整備

地域特性に応じた住宅・施設整備、多世代交流機能を持つ小規模住宅の整備等

3. 介護従事者にとっての安心と希望の実現

～介護従事者が働きやすく、介護の仕事に誇りとやりがいを持って取り組み続けたいけるために～

① 各事業所における介護従事者の処遇に関する情報の積極的な公表の推進

② 介護従事者が誇りとやりがいをもって働くことができる環境の整備

介護従事者の処遇改善に資する介護報酬の設定、ワークライフバランスへの配慮、資格や経験等に応じたキャリアアップの仕組みの構築、介護ロボットの研究開発の推進等

③ 介護従事者の確保・育成

潜在的介護福祉士等の掘り起こし、現場復帰に向けた研修の実施、介護未経験者の就業支援等

経管栄養とは

- 食事が口から取れなくなったとき、鼻からか、または腹部の皮膚から直接、胃にチューブを入れ栄養補給を行う方法

1) 経鼻栄養法

鼻腔から胃までチューブを挿入して、流動食を注入する方法。

2) 胃瘻^{ろう}栄養法

腹部から胃に瘻孔（チューブの挿入部）をつくり、チューブを留置して流動食を注入する方法。食道にチューブを通すことができない場合に行われる。

3) 空腸瘻栄養法

腹部から空腸に瘻孔（チューブの挿入部）をつくり、チューブを留置して流動食を注入する方法。胃内への栄養補給ができない場合に行われる。

○盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて(協力依頼)

(抜 粋)

(平成 16 年 10 月 20 日)

(医政発第 1020008 号)

(各都道府県知事あて厚生労働省医政局長通知)

医師又は看護職員の資格を有しない教員によるたんの吸引等の実施を許容するための条件

1 たんの吸引、経管栄養及び導尿の標準的手順と、教員が行うことが許容される行為の標準的な範囲

たんの吸引、経管栄養及び導尿について、文部科学省のモデル事業等における実績と現在の医学的知見を踏まえると、看護師 1) が当該盲・聾・養護学校に配置されていることを前提に、所要の研修を受けた教員が行うことが許容される行為の標準的な範囲は、それぞれ以下の通りである。

1 たんの吸引

(1) 標準的な手順

- ① 深く入りすぎないようにあらかじめチューブを挿入する長さを決めておく。
- ② 適切な吸引圧で、吸引チューブを不潔にしないように、吸引する。
- ③ 咽頭にある痰を取り除くには、鼻腔から吸引チューブを挿入して吸引した方が痰を取り除きやすい場合もある。
- ④ その場合、鼻腔粘膜などを刺激して出血しないようにチューブを入れる方向等に注意しながら挿入する。

(2) 教員が行うことが許容される標準的な範囲と看護師の役割

- ① 咽頭より手前の範囲で吸引チューブを口から入れて、口腔の中まで上がってきた痰や、たまっている唾液を吸引することについては、研修を受けた教員が手順を守って行えば危険性は低く、教員が行っても差し支えないものと考えられる。
- ② 鼻からの吸引には、鼻腔粘膜やアデノイドを刺激しての出血が、まれではあるが生じうる。また、鼻や口からの、咽頭の奥までの吸引を行えば、敏感なケースでは嘔吐・咳込み等の危険性もある。(略) 以上の点を勘案すると、教員は、咽頭の手前までの吸引を行うに留めることが適当であり、咽頭より奥の気道のたんの吸引は、看護師が担当することが適当である。

2 経管栄養(胃ろう・腸ろうを含む)

(1) 標準的な手順

- ① 鼻からの経管栄養の場合には、既に留置されている栄養チューブが胃に挿入されているか注射器で空気を入れ、胃に空気が入る音を確認する。
- ② 胃ろう・腸ろうによる経管栄養の場合には、び爛や肉芽など胃ろう・腸ろうの状態に問題がないことの確認を行う。
- ③ 胃・腸の内容物をチューブから注射器でひいて、性状と量を確認、胃や腸の状態を確認し、注入内容と量を予定通りとするかどうかを判断する。
- ④ あらかじめ決められた注入速度を設定する。

- ⑤ 楽な体位を保持できるように姿勢の介助や見守りを行う。
- ⑥ 注入終了後、微温湯を注入し、チューブ内の栄養を流し込む。

(2) 教員が行うことが許容される標準的な範囲と看護師の役割

- ① 鼻からの経管栄養の場合、栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認は、判断を誤れば重大な事故につながる危険性があり、看護師が行うことが適当である。
- ② 胃ろう・腸ろうによる経管栄養は、鼻からの経管栄養に比べて相対的に安全性が高いと考えられるが、胃ろう・腸ろうの状態に問題のないことの確認は看護師が行うことが必要である。
- ③ 経管栄養開始時における胃腸の調子の確認は、看護師が行うことが望ましいが、開始後の対応は多くの場合は教員によっても可能であり、看護師の指示の下で教員が行うことは許容されるものと考えられる。

3 導尿
(略)

II 非医療関係者の教員が医行為を実施する上で必要であると考えられる条件

1 保護者及び主治医の同意
(略)

2 医療関係者による的確な医学管理
(略)

3 医行為の水準の確保

- ⑦ 看護師及び実施に当たる教員が必要な知識・技術に関する研修を受けていること
- ⑧ 特定の児童生徒等の特定の医行為についての研修を受け、主治医 2) が承認した特定の教員が実施担当者となり、個別具体的に承認された範囲で行うこと
(略)

4 学校における体制整備

- ⑩ 学校長が最終的な責任を持って安全の確保のための体制の整備を行うため、学校長の統括の下で、関係者からなる校内委員会が設置されていること
- ⑪ 看護師が適正に配置され、児童生徒等に対する個別の医療環境に関与するだけでなく、上記校内委員会への参加など学校内の体制整備に看護師が関与することが確保されていること
(略) (略)

5 地域における体制整備

- ⑫ 医療機関、保健所、消防署等地域の関係機関との日頃からの連絡支援体制が整備されていること
(略)

- 1) 盲・聾・養護学校における業務にかんがみ、重度障害児の看護に経験を有する看護師が配置されていることが望ましい(重度障害児の看護に十分な知識・経験のある保健師、助産師及び准看護師を含む。)
- 2) 学校が依頼し、主治医の了承の下に指導を行う「指導医」がいる場合は「指導医」を含む。

第2回

介護労働者の確保・定着に関する研究会 ヒアリング提出資料

日時:平成 20 年 4 月 25 日

社団法人 全国老人福祉施設協議会

入所者の重度化

要介護度は H14:3.52 ⇒H18:3.78

職員配置は H14:2.21:1⇒H18:2.15:1と増加

☆重度化に伴い、医療処置の必要な利用者も増加

経管栄養・胃ろう処置	: 12.0%
喀痰の吸引処置	: 10.2%
褥瘡・創傷の処置	: 23.1%

全老施協「特養の医療機能に関する調査研究」報告書より

施設における 介護職の医療行為の実態

福祉施設における医療ニーズの環境の変化

- 入所者の重度化に伴い、医療ニーズを持った入所者の増加。
- 今後、療養病床再編の影響により、医療の必要性を持った要介護高齢者が急増する可能性がある。
- 日中、夜間を通じて、人員配置のほとんどを占める介護職は、医療関連行為が現行法令上行うことが出来ない。
- しかし、入所者の重度化が進む中で、「痰の吸引」「胃ろう等の経管処置」「褥瘡や創傷等の皮膚疾患など」日常的に医療管理を必要とする入所者の割合が増加している。
- 結果、介護職の不安要因を増大させている。

■社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年五月二十六日法律第三十号）

（定義）

第二条 この法律において「社会福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者（第四十七条において「福祉サービス関係者等」という。）との連絡及び調整その他の援助を行うこと（第七条及び第四十七条の二において「相談援助」という。）を業とする者をいう。

2 この法律において「介護福祉士」とは、第四十二条第一項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと（以下「介護等」という。）を業とする者をいう。

（登録）

第四十二条 介護福祉士となる資格を有する者が介護福祉士となるには、介護福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

■医師法（昭和二十三年七月三十日法律第二百一号）

第十七条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

■保健師助産師看護師法（昭和二十三年七月三十日法律第二百三号）

第五条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくははじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

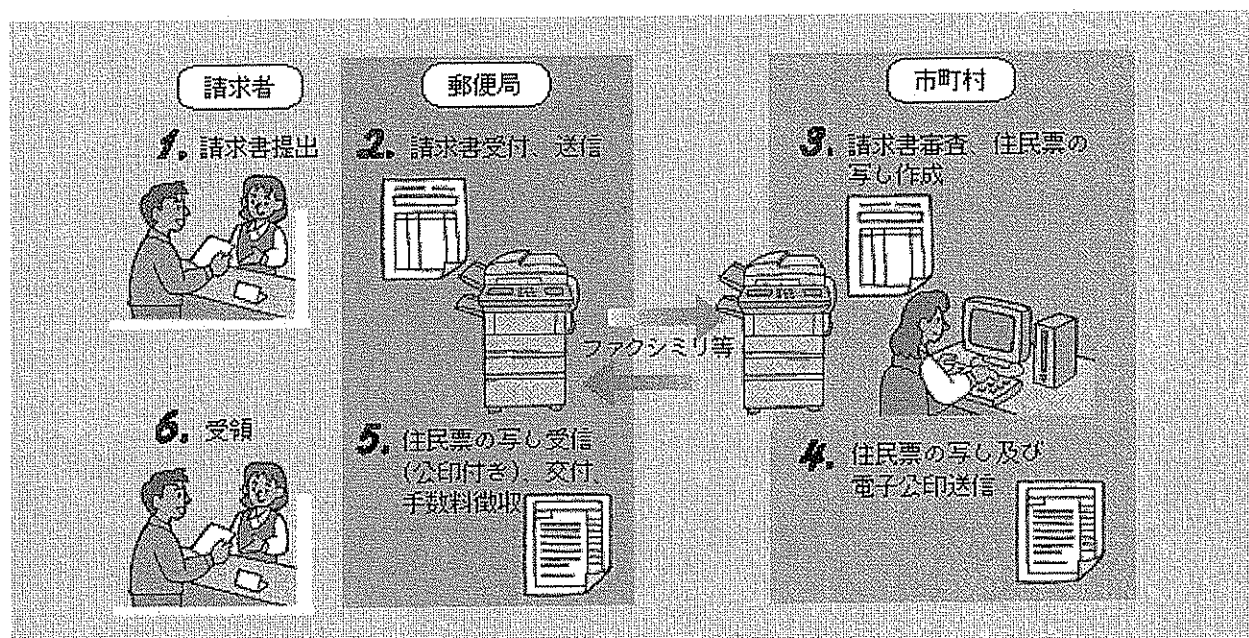
第三十一条 看護師でない者は、第五条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

2 保健師及び助産師は、前項の規定にかかわらず、第五条に規定する業を行うことができる。

図表 1) 「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」施行により
郵便局において利用可能となったサービス

【証明書交付事務】 ①戸籍の謄本、抄本等 ②納税証明書 ③外国人登録原票の写し及び外国人登録原票記載事項証明書 ④住民票の写し及び住民票記載事項証明書 ⑤戸籍の附票の写し ⑥印鑑登録証明書 の交付の請求の受付及び写し・証明書の交付事務（本人請求に係るもの） 【郵便局窓口において提供する事務例】 ①公営バスの回数券・ごみ処理券・し尿処理券・ごみ袋の販売 ②公営施設・学習講座の利用申込みの取次ぎ 【外務職員を活用したサービス例】 ①高齢者等への立寄り・声かけや日曜品の配送等 ②図書館の図書の配送、返送 ③廃棄物等不法投棄に関する情報提供
--

図表 2) 証明書交付事務のサービスイメージ



(資料:平成 15 年度版 情報通信白書)

全道市町村アンケートの結果：

「地方団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に基づく郵便局における事務の取扱い状況

1 すでに「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に基づく郵便局での事務取扱を実施している(23市町村)

支庁	実施開始日	実施している事業の内容	新たに追加したい業務
石狩	平成17年度～	敬老優待乗車証の交付委託	指定ごみ袋の交付(来年度から)
石狩	平成15年4月1日	次の交付請求の受付及び引き渡しに関する事務、戸籍謄本等、除籍謄本等、納税証明書、登録原票の写し等、住民票の写し等、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書	
渡島	平成14年10月	戸籍の謄抄本、納税証明書、住民票の写し、印鑑登録証明書	
後志	平成2年4月～	戸籍・住民票・印鑑証明などの交付請求の受付	
空知	平成17年4月～	1 戸籍謄抄本、戸籍記載事項証明書、除籍謄抄本、除籍記載事項証明書の交付の請求の受付及び引渡し 2 納税証明書の交付の請求の受付及び引渡し 3 外国人登録原票の写し、外国人登録原票記載事項証明書の交付の請求の受付及び引渡し 4 住民票の写し、住民票記載事項証明書の交付の請求の受付及び引渡し 5 戸籍の附票の写しの交付の請求及び引渡し 6 印鑑証明書の交付の請求の受付及び引渡し	1 身分証明書、所得証明書、課税(非課税)証明書、固定資産評価証明書、軽自動車納税証明書の交付の請求の受付及び引渡し事務 2 軽自動車標識交付の申請及び標識返納の受付事務 3 印鑑登録の受付事務 4 乳幼児医療費等の助成申請書の受付事務 5 公金の徴収・収納事務
空知	①平成16年4月～ ②平成16年12月～	①戸籍謄本、戸籍抄本、除籍謄本、除籍抄本、住民票の写し、戸籍の附票の写し及び印鑑登録証明書の交付の請求の受け付け並びに引渡し ②指定ごみ袋の販売	税、保険料、使用料等の徴収
空知	平成14年8月～	住民票の写し、印鑑登録証明書及び戸(除)籍謄本、抄本の発行・引き渡し	
空知	平成20年4月1日～平成21年3月31日まで。ただし、特別の事情がない場合は、1年間延長するものとし、以後同様とする。	戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書、除籍謄本、除籍抄本、除籍記載事項証明書、住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しに関する業務	
上川	平成18年5月より、郵便局のワンストップサービスを利用。	高齢者バス料金助成乗車証の交付委託業務 ※カード交付及び利用者負担金の収納	
留萌	(1)H14. 2 (2)H20. 6	(1)高齢者等への立寄り、声掛け。こども110番。道路の損壊や廃棄物等の不法投棄に関する情報提供(H14. 2) (2)災害発生時における協力協定(H20. 6)	
宗谷	平成15年12月12日～	スキー場リフト券の販売委託契約	
網走	平成18年4月～	次の交付請求の受付及び引き渡しに関する事務、①戸籍謄本等、②納税証明書、③住民票の写し、④戸籍の附票の写し、⑤印鑑登録証明書	・住民票の異動届の受理
胆振	平成16年6月1日(合併前の旧〇×町から実施) 平成19年7月2日(合併後、旧△◇町区域に実施)	住民票、印鑑証明、戸籍証明事務、納税証明	
胆振	平成20年5月12日～	住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡し	左記記載の業務に係る証明書の作成業務

支庁	実施開始日	実施している事業の内容	新たに追加したい業務
胆振	平成15年10月10日	証明証の交付業務 ・住民票、戸籍謄本(抄本)、印鑑証明 ・税に関する証明書	町指定の有料ゴミ袋販売の委託業務
胆振	平成15年4月1日 (一部の郵便局は平成20年3月 末で中止。利用実績少なかったた め)	戸籍謄抄本、印鑑証明書、住民票等の写しの請求受 理及び交付の取り次ぎ	
日高	平成5年12月1日から	住民票の申請事務(交付事務を含まない)	・ごみ袋の販売(販売店のない集落のみ): 協議しているが回答なし。 ・納税証明書の交付
日高	平成18年9月1日	印鑑登録証明書、住民票の写し、 戸籍全部事項及び個人事項証明(戸籍謄抄本)	
十勝	平成14年2月～	70歳以上世帯の高齢者の安否確認	
十勝	平成14年2月から	高齢者の生活状況確認	
釧路	平成16年7月1日	①戸籍の謄本・抄本、②住民票の写し、③印鑑登録証 明書の請求の受付及び請求に係る引渡し	①除籍謄本・抄本(改製原戸籍含む)及び 戸籍記載事項証明書、②戸籍の附票の写 し、③住民票記載事項証明書、④身分証 明書の請求の受付及び請求に係る引渡し
釧路	平成17年4月1日	戸籍抄本、謄本、納税証明書、録原票の写し、戸籍の 付票の写し、印鑑登録証明書など	
根室	平成20年7月1日	証明書交付事務(印鑑登録証明書、住民票の写し、戸 籍抄本、所得・課税証明書、納税証明書)	

2 過去に「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に基づく郵便局での事務取扱を
実施したが現在は行っていない(3市町村)

支庁	実施期間	実施していた事業の内容	取りやめた理由
後志	H15年4月から実施。現在休止中	ゴミ袋販売業務 高齢者世帯の安否確認	領収書発行の問題発生
空知	平成14年～16年3月	外務職員による高齢者等への生活状況確認業務	地方公共団体事務取扱手続から無償契約 が削除され、郵便局長の無償契約の締結 権限がなくなり、契約更新できなくなった。
上川	平成14年5月31日～16年7月31日	不法投棄に関する情報提供、高齢者等の生活状況確 認	郵便局からの申し出

3 「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に基づく郵便局での事務取扱いを
行う予定がある(7市町村)

支庁	開始予定時期	実施予定の業務内容
檜山	未定(住民の合意形成必要)	証明書交付事務、公金受領納付など
後志	未定	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条で規定する各 業務
上川	未定	独居老人の安否確認
留萌	平成21年	証明書交付事務
網走	未定	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条で規定する事 務
網走	未定	証明書交付事務、公共施設利用申込書受理、高齢者への立ち寄り、声かけ
釧路	未定	住民票の交付、各証明書の交付等の窓口業務の一部

4 法律で他の業務が追加されれば「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に基づく郵便局での事務取扱を行ってみたい(19市町村)

支庁	行ってみたい業務内容
渡島	各種戸籍届出書の受理 住民票に係る各種届出の受理 国民健康保険証に関する各届出書の受理など
渡島	行政全般の事務ができるようになったら検討したい
後志	現時点で具体的な業務無し
後志	現行法内(郵便局による証明書交付事務など)でも、事務の合理化が期待できる業務もあるので、今後において要検討
空知	郵便局で出来る業務が決まった中で、できるものがあつたら行ってみたい
空知	新たに特定の業務が追加されれば行いたいというわけではないが、今後、検討してみたい。
空知	現行法の他、旅券法に規定するパスポート事務
上川	給付等の申請受付業務
上川	行うことができる業務にもよるが、住民の利便が向上するのであれば、実施にむけて検討したい。
留萌	支所を廃止するとき、支所の事務の補完がある程度必要となるため、町税及び税外収入の窓口徴収業務が必要となる
留萌	支所が行っている町村窓口業務や出納業務全般等
宗谷	当町としても、住民サービス向上を第一優先とするが、財源の措置等の関係によっても大きく左右することから、今後の法改正等に合わせ費用対効果等について充分検討し、実施していきたいと考える。
胆振	窓口業務以外で、外務職員のノウハウを利用した住民サービス(独居老人宅の訪問など、特に福祉面)については魅力があり、検討を行いたい。
胆振	高齢者世帯の安否確認、廃棄物等の不法投棄情報、不審者防犯パトロール
十勝	役場庁舎、支所と郵便局の場所にもよるが、地域住民にとって利便性が向上する事務があれば検討したい。
十勝	独居老人の安否確認業務、移住促進のための空き家、空き地情報収集業務
釧路	将来的に支所の廃止が検討されているので、もし廃止になった場合、その支所業務をどうするか、郵便局の取り扱いも含め検討したい。
釧路	・税及び税外収納 ・保険料の収納 ・国保関係業務 ・生活保護費の支払いなど、出張所でできる業務全般
根室	証明書交付事務、ごみ袋の販売及び公営施設の利用申込み等の外に各種申請書の受付の代行(行政への取次ぎ)などが追加されればと考えます。しかし、現実的には証明書交付業務にしても戸籍法等の改正により窓口における本人確認の手続きに前にもまして厳格さを求められていますし、また、支所・出張所業務を求めたい地区の郵便局自体が合理化、民営化によって人員が削減されている状況にあり、果たして本当に受け皿に成り得るのか疑問視されます。

「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」についての市町村アンケートの整理表

1 「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」(以下法と呼ぶ)で取扱いが可能なサービス (証明書交付事務 6業種)

- ・戸籍の謄本、抄本等
 - ・納税証明書
 - ・外国人登録原票の写し及び外国人登録原票記載事項証明書
 - ・住民票の写し及び住民票記載事項証明書
 - ・戸籍の附票の写し
 - ・印鑑登録証明書
- 以上の交付の請求の受付及び写し・証明書の交付事務(本人請求に係るもの)

2 市町村アンケート調査により郵便局での取扱い要望があった業務のうち、現行でも対応可能なもの

- ・指定ゴミ袋の交付、配布公営バス乗車券の販売等
- ・高齢者への声かけ
- ・廃棄物等不法投棄に関する情報提供
- ・公営施設の利用申し込みへの取り次ぎ

3 市町村アンケート調査により郵便局での取扱い要望があった業務のうち、法改正などの対応が必要と考えられるもの

- ・身分証明書の交付の請求の受付と引き渡し
- ・固定資産評価証明書の交付の請求の受付と引き渡し
- ・課税証明書の交付の請求の受付と引き渡し
- ・軽自動車納税証明書の交付の請求の受付と引き渡し
- ・公金の徴収業務の一部
- ・各種戸籍届出書の受理
- ・住民票に係る各種届出の受理
- ・印鑑登録の受付事務
- ・国民健康保険証に関する各種届出の受理
- ・乳幼児医療費等の給付の助成申請書の受付
- ・パスポート申請受理等(都道府県の業務だが市町村への移譲可)

<以下、各市町村へ送付した調査票>
調査票 (1/3)

「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に
基づく郵便局における事務の取扱い状況 調査票

市町村名	
担当部課名	
担当者名	
電話番号	

Q1 「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」
に基づく郵便局での業務に関する質問

問1 「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に基づく郵便
局での業務の実施状況（該当項目に○印）

- ① ☐ 現在、行っている（→ 問2へ）
- ② ☐ 以前行っていたが、現在は行っていない（→ 問3へ）
- ③ ☐ 行っていないが、行う予定がある。（→ 問4へ）
- ④ ☐ 行っていないが、他の業務が郵便局でも取り扱えるように制度が
変わったら、行ってみたい（→ 問5へ）
- ⑤ ☐ 行っていないし、今後行う考えは無い。（→質問は終了です）

問2 行っている業務の内容

- ① 実施時期
- ② 実施している郵便局名
- ③ 実施業務内容
- ④ 新たに追加したい業務があるか（現行法の枠にとらわれず、自由に記載してください）

調査票 (2/3)

問3

(1) 取りやめた業務の内容

① 実施時期

	から	まで
--	----	----

② 実施していた郵便局名

--

③ 実施していた業務内容

--

(2) 取りやめた理由 (該当項目に○印。複数回答可)

① ☐

利用実績が少ないため

② ☐

コスト削減のため

③ ☐

住民からサービス低下などの不満があったため

④ ☐

その他 (理由

)

問4 行う予定の業務の内容

① 実施予定時期 (未定の場合はその旨記入してください)

--

② 実施予定の業務内容

--

問5 どのような業務が追加されるとすれば、行ってみたいか。(現行法の枠にとらわれず、自由に記載願います)

--

調査票 (3/3)

Q2 貴市町村において、道や市町村への権限等の移譲や、法令の特例措置
を行う事により、特色のある地域づくりが行えるような道州制特区提案
のアイデアをお持ちでしたらご記入ください

お忙しいところ調査にご協力いただき、ありがとうございました。

＜提出先・内容のお問い合わせ先＞
北海道企画振興部 地域主権局 道州制グループ
担当 : 天野、上田
電話 : 011-204-5160 (直通)
メール : amano.souichirou@pref.hokkaido.lg.jp